

独立行政法人大学入試センター図書室利用細則

〔平成23年7月28日〕  
細則第1号

独立行政法人大学入試センター図書室利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、独立行政法人大学入試センター図書室規則（平成23年規則第34号）第6条の規定に基づき、図書室の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書室資料)

第2条 図書室に次の図書室資料（以下「図書」という。）を置く。

- 一 一般図書
- 二 参考図書
- 三 貴重図書
- 四 逐次刊行物
- 五 その他の資料

(利用資格)

第3条 図書室を利用することのできる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 理事長、理事及び監事
- 二 教員（特任教員及び客員教員を含む。）
- 三 参与
- 四 事務職員
- 五 技術職員
- 六 その他理事長が必要と認める者

(開室時間)

第4条 開室時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(閲覧)

第5条 利用者は、図書室内で図書を自由に閲覧することができる。

(貸出)

第6条 利用者は、身分証明書を提示し、所定の手続きを経て図書の貸出を受けることができる。

- 2 貸出を受けた利用者は、当該図書を他の者に転貸してはならないものとし、善良な管理者の注意をもって、当該図書を返却時まで適切に管理しなければならない。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として2週間とする。ただし、教員の個人研究用に購入した図書について、当該教員が貸出を受ける場合は、この限りでない。

(貸出の更新)

第8条 利用者は、貸出期間終了後も引き続き図書の貸出を希望する場合は、貸出期間内に更新手続きを受けなければならない。

(返却)

第9条 貸出を受けた図書は、貸出期間内に返却しなければならない。

2 教員の個人研究用に購入した図書について、当該教員が貸出を受けている場合において、他の教員から貸出の希望があったときには、図書室委員会委員長が当該図書の返却を求めることがある。

3 第3条の利用資格を喪失した場合は、図書を直ちに返却しなければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成23年8月1日から施行する。